

メーター器周辺をきれいに

水道検針業務にご協力ください

水道メーターは水道料金の算出だけではなく、漏水の発見にも役立っています。毎月14日から一週間程度(土日含む)は水道料金の検針期間です。天候の影響ですれる場合もあります。検針しやすい状態の維持にご協力ください。

工事開始前に業者へご相談ください

家庭用浄化槽設置補助金の交付

町では、家庭用浄化槽(合併処理浄化槽)を設置する人に、浄化槽設置補助金を交付しています。また、単独処理浄化槽(かくみ取り槽を合併処理浄化槽へ切り替える場合、設置補助金に加えて、浄化槽エコ補助金10万円を受けることができます。補助金の申請は、平成30年12月28日(金)までです。

通常、工業者が申請書類などを揃えて町へ提出します。必ず工事を始める前に工事業者へ相談してください。

保守点検・清掃・法定検査など

浄化槽の維持管理を忘れずに

浄化槽の維持管理は、保守点検・清掃・法定検査に分かれ、浄化槽法でそれぞれ定期的に実施することが義務付けられています。

保守点検

機械の点検・補修や消毒剤の補給など。家庭用の小型浄化槽では4カ月に1回以上行うよう定められています。保守点検は知事の登録を受けた登録業者に委託してください。

清掃

浄化槽内にたまった汚泥などを抜きとる作業。これらがたまりすぎると浄化槽の機能に支障をきたし、処理が不十分になったり、悪臭の原因になったりします。

毎年1回(全ばつ気型の浄化槽は年2回)の実施が義務付けられています。市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者が行うことになっています。許可業者に委託してください。

法定検査

浄化槽法で水質に関する調査を受けなければなりません。浄化槽の使用開始後3〜5カ月の間(7条検査)

と、その後は毎年1回定期的に検査(11条検査)を受けることが義務付けられています。

検査は群馬県環境検査事業団が行いますが、11条検査は、保守点検業者が現場での検査を代行して行える場合があります。(※処理対象人数が50人以下の浄化槽で、指定採水員がいる保守点検業者と保守点検契約をしていること)

▼問い合わせ先

(役場) 上下水道課 下水道室
☎26・2284(直通)

法定検査について

群馬県環境検査事業団
☎027・280・5222

浄化槽について

中部環境事務所
☎027・219・2020

▼町内登録業者

(前)前橋環境管理センター
☎54・7900

(南)北群馬衛生社 ☎54・2768

(南)北群馬衛生社 ☎54・2768

(南)北群馬衛生社 ☎22・0923

(南)関東清掃社 ☎22・0294

(南)北群馬衛生社 ☎54・2768

▼問い合わせ先

上下水道課 下水道室
☎26・2284(直通)

▼対象区域 公共下水道区域および農業集落排水区域を除く全域。(ただし、農業集落排水区域では、新規のつなぎ込みができない区域は対象となる場合もあります。)

▼設置補助金額

5人槽 ≡ 17万4千円
7人槽 ≡ 22万5千円
10人槽 ≡ 29万8千円

※単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併浄化槽への切り替えはプラス10万円

まちの職員を募集します

吉岡町職員採用試験(平成31年4月1日採用予定)

一般行政職 若干名

▼受験資格

- ①平成元年4月2日～平成13年4月1日生まれの人
- ②日本国籍を有する人で地方公務員法第16条の規定に該当しない人

保健師職 若干名

▼受験資格

- ①平成元年4月2日以降生まれで、保健師資格のある人(平成30年度の国家試験において免許取得見込みの人を含む。ただし、取得できない場合は採用になりません。)
- ②日本国籍を有する人で地方公務員法第16条の規定に該当しない人

土木職(一般事務) 若干名

▼受験資格

- ①平成元年4月2日以降生まれで、ア・イのいずれかに該当する人

ア 学校教育法に基づく大学、短期大学もしくは高等学校などにおいて土木工学に関する課程を卒業した人または平成31年3月末までに卒業見込みの人

土木施工管理技士資格(一級または二級)を有する人

- ②日本国籍を有する人で地方公務員法第16条の規定に該当しない人

▼試験日・内容

【第1次試験】9月16日④

適性検査、教養試験(時事、社会・人文および自然に関する一般知識など)高等学校卒業程度の択一式試験

【第2次試験】10月中下旬

小論文、面接試験、グループディスカッション(作業など)

▼場所 吉岡町役場

▼申込書配布

7月17日(火)から総務政策課窓口で配布(土・日・祝日を除く)

▼申込受付期間

7月17日(火)～8月6日(月)

役場開庁時間内

※郵送の場合は、簡易書留で8月6日(月)消印まで有効

▼郵送・問い合わせ先

〒370-1369

吉岡町大字下野田560番地

総務政策課 庶務行政室

☎26・2240(直通)

登録・予防注射・トイレマナーなど

犬を飼うときに気をつけること

飼犬の登録・狂犬病の予防注射

未登録の犬を取得した時は、取得した時から30日以内に登録しなければなりません。また、毎年1回必ず狂犬病の予防注射を受けさせなければなりません。(生後90日までの間は必要ありません。)

犬の死亡・町内転居・所有者変更について

登録した犬に変更事項(死亡・住所異動)があった場合には届け出が必要です。必ず生活環境室へ届け出をしてください。

町外転出について

転入先の役所で鑑札を添えて届け出が必要です。

他人に迷惑をかける

あなたのまわりには、犬が好きなお人ばかりではありません。吠え癖や噛み癖、悪臭など近所に迷惑をかけるないように、犬の周辺を常に清潔にしておきましょう。

トイレマナーをしっかりと

道路や公園は犬のトイレではありません。排泄は自宅です。飼い主はトイレマナーをしっかりとください。万が一排泄したときに備え、散歩のときには必ずスコップと袋、水入りのペットボトルなどを持って、ふんは持ち帰り、おしっこは水で流すなど、後始末をしましょう。

放し飼いはしない

人に危害を加えないように十分注意してください。また、散歩する時は必ずリードをつけましょう。

▼問い合わせ先

町民生活課 生活環境室

☎26・2243(直通)



各種料金

登録手数料	3,000円
犬の鑑札再交付手数料	1,600円
狂犬病予防注射済票交付手数料	550円
狂犬病予防注射済票再交付手数料	340円

平成30年度吉岡町公民館事業 教養講座

英語に親しもう!2018 受講生募集

ALTのマイケル先生・ミシェル先生と英語を学びませんか？
英語に触れたい、楽しみたい、そんな人を大募集します



期 日 7月25日㊦または26日㊦のいずれか1日
時 間 14:00～15:30
場 所 コミュニティセンター大ホール
対象者 町内在住・在勤の**成人** **定 員** 各15人(先着順)
講 師 ALT マイケル先生とミシェル先生
持ち物 筆記用具 **参加費** 無料

申し込み方法
①電話(祝日を除く月曜日～金曜日の9:00～17:00)
②生涯学習室窓口(土・日・祝日も受け付け可。9:00～17:00)

申込期間 6月26日㊦～7月17日㊦

申し込み・問い合わせ先
教育委員会事務局 生涯学習室 ☎54-1054(直通)

澁川地区 医療・看護・介護連携フォーラム 2018開催

健康チェック
相談コーナー
申し込み不要
スタンプラリー
体験コーナー
介護食試食など

澁川地区の医療・看護・介護について、住民と専門職が一体となって学ぶフォーラムを開催します。

期 日 6月24日㊦
時 間 10:00～14:00
場 所 澁川市役所第二庁舎 1階
参加費 無料


問い合わせ先
澁川地区在宅医療介護連携支援センター
☎26-3990
地域包括支援センター
☎54-4323
(役場)健康福祉課 高齢福祉室
☎26-2247(直通)

平成30年度

住民参画型事業 自主企画運営生涯学習講座

後期「よしおか手作り講座」講師募集

「よしおか手作り講座」は、町民の皆さまが講師となり、受講生と一緒に運営する講座です。
知識や特技を活かした楽しい講座を開いていただける講師を募集します。講座ジャンルは問いません。
※文化センターやコミュニティセンターなどで実施が困難な内容、特定の政党・宗教・企業などの営利に関わるものや営業による塾・教室などへの生徒勧誘を目的としたものは対象外です。



● **講座開催期間** 平成30年10月～平成31年3月の間
※1教室は概ね2時間程度、回数は1～6回程度。同一講座中の受講生の変更はありません。

● **講師対象** 町内または近隣に在住・在勤の人(免許・資格は不要)

● **指導料** 受講生参加費(講座開催回数に関係なく、1講座につき1人1,000円)

● **申込期限** 7月5日㊦

● **申し込み方法** 次の項目を明記した企画書を提出。企画書の様式は問いません。
①講座名 ②内容 ③受講対象者・募集人数 ④材料費・持ち物など ⑤開催日数・希望日時
⑥開催希望会場(文化センターは月曜日休館)
⑦講師プロフィール(住所、氏名、生年月日、職業、電話、FAX、メールアドレス、その他連絡先)
※企画書様式が欲しい場合は、生涯学習室窓口で受け取るか、町教育委員会ホームページからダウンロードしてください。

● **問い合わせ先** 教育委員会事務局 生涯学習室 ☎54-1054(直通)

あなたも講師になってみませんか？